

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成28年3月定例会

会 議 録

匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会

平成28年3月定例会

1. 招集の日時 平成28年2月22日 午前10時
2. 招集の場所 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
松山清掃工場 2階 会議室
3. 開会、散会の日時 開 会 平成28年2月22日 午前10時00分
閉 会 平成28年2月22日 午前11時30分
4. 出席議員の氏名 議 長 佐藤 晴彦
2 番 高坂 恭子
3 番 石渡 悦子
4 番 山崎 貞一
5 番 椿 日出男
6 番 小川 博之
7 番 田村 明美
5. 欠席議員 な し
6. 地方自治法第121条の規定による出席者
管 理 者 太田 安規
副 管 理 者 菅澤 英毅

会計管理者 茅 森 茂

匝瑳市環境生活課長 加瀬 幸治

多古町生活環境課長 大木 信一

横芝光町環境防災課長 堀越 健一

事務局長 石橋 清

主 査 宇佐美隆司

副 主 査 嶋根 大介

7. 職務のため議場に参加した事務局職員の氏名

事務局長 石橋 清

主 査 宇佐美隆司

副 主 査 嶋根 大介

8. 議 事 日 程

日程第1 開 会

日程第2 議席の指定

日程第3 会期の決定

日程第4 会議録署名議員の指名

日程第5 議案（第1－6号）の上程

議案第1号 平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般

会計予算について

議案第2号 平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般

会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第 3 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査条例
の制定について

議案第 4 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の勤務時間、休
暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第 5 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等
の状況の公表に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

議案第 6 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 質 疑

日程第 8 討 論

日程第 9 採 決

日程第 1 0 一般質問

日程第 1 1 閉 会

9. 会議に付した事件

議案第 1 号 平成 2 8 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般
会計予算について

議案第 2 号 平成 2 8 年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

議案第 3 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査条例の制定について

議案第 4 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

10. 議事の経過

【開会：午前 10 時】

佐藤議長 皆さん、おはようございます。

本日は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成 2 8 年 3 月定例会に御参集いただき、誠にありがとうございます。これより匝瑳市ほか二町環境衛生組合平成 2 8 年 3 月定例会を開会いたします。なお、本日は全員出席でございますので会議は成立いたしました。

次に、本定例会に地方自治法第 1 2 1 条の規定に基づく議長の出席要求に対する議案の説明員として出席する者、及び委任指名

を受けた説明補助者の職氏名は、別紙一覧表のとおりでございます。よって、お手元に配付いたしました印刷物により御了承願います。

また、副管理者であります菅澤多古町長におかれましては、都合により本日欠席の申し出がございましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご報告申し上げます。

去る12月4日に椎名義光議員がご逝去なされました。誠に哀悼痛惜の極みにたえません。ここで、亡き椎名義光議員のご冥福をお祈りし、謹んで黙禱を捧げたいと存じますので、大変恐縮ではございますけども、全員のご起立をよろしくお願ひします。

黙禱始め。

(黙 禱)

佐藤議長

黙禱やめて下さい。それではご着席下さい。

ここで申し上げます。

椎名義光議員のご逝去につきまして、太田管理者から追悼の言葉の申し出がございましたので、これを許します。管理者。

太田管理者

皆様、おはようございます。

議長からお許しを頂きましたので、椎名義光さんの追悼の言葉を申し上げさせて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいま議長よりお許しを得ましたので、故椎名義光さんの御霊に追悼の言葉を申し上げさせていただきます。

椎名義光さんにおかれましては、平成21年5月10日から平成27年12月3日の間、三期にわたり当組合議会の議員として組合の運営に多大なるご尽力を賜りました。

在任中におかれましては、豊富な経験と揺るがぬ信念をもって、運営に尽くされました。

温厚で、誠実なお人柄から議員各位からの信頼も厚く組合議会の調整役として、お力添えをいただくとともに、環境衛生事業の

充実に向けて並々ならぬ思いをお持ちでありましたので、私といたしましても、引き続きお力をお貸しいただけるものと期待をしておりました折、こんなにも早く逝去されるとは、誠に無念でなりません。

生前のご功績に対しまして、深い感謝の意を捧げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げまして、追悼の言葉とさせていただきます。

平成28年2月22日 匝瑳市ほか二町環境衛生組合
管理者太田安規。謹んで申し上げます。

佐藤議長

ご報告申し上げます。

組合規則第6条第2項及び同条第3項の規定により、多古町議会より石渡悦子議員が選出されております。

それでは、直ちに会議を開きます。

日程第2、議事進行上、「議席」を指定いたします。ただいま着席されている議席を本議席に指定いたします。なお、議員諸君の氏名とその議席番号については、お手元に配布しました議席表をもってご了承願います。

日程第3、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会議については、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

それでは、異議なしと認め、本定例会は本日1日限りといたします。

日程第4、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第79条の規定により議長が指定いたします。4番 山崎貞一議員と5番 椿日出男議員の両名を指名いたします。

日程第5、これより、議案第1号から議案第6号について、一括上程いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、一括上程といたします。

日程第6、これより管理者から挨拶を兼ねまして、提案理由の説明をお願いします。

太田管理者
佐藤議長
太田管理者

はい、議長
管理者。

はい。改めましておはようございます。

本日は、平成28年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい折にも関わらず、ご参集を賜りまして、心から感謝を申し上げます。また、日頃から匝瑳市ほか二町環境衛生組合の運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、議案6件のご審議をお願いいたしますが、提案理由のご説明を申し上げる前に、当組合の概況について申し上げます。

始めに、組合の基幹施設であります松山清掃工場につきましては、昭和59年の稼働開始から32年が経過することから、施設や使用機械の老朽化が進み、年々修繕箇所も増えてきております。運営に係る予算の大部分を、構成市町の負担金に依存している状態ではありますが、構成市町の厳しい財政状況を踏まえ、極力経費節減に努めながら、定期的な点検、あるいは計画的に修繕を行うなど、施設の延命化を図っているところでございます。

次に、山桑メモリアルホールにつきましては、平成14年度の稼働から14年が経過しておりますが、平成27年度は、大規模な修繕もなく順調に運営しているところでございます。平成28年度においても引き続き、計画的な維持補修等を行いながら、住民の皆様にご安心してご利用いただけるよう努めて参りますので、議員各位におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたします議案6件の提案理由を申し上げます。

議案第1号、平成28年度 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 一般

会計予算について

本案は、清掃業務及び火葬場業務を円滑に行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に予算を編成し、平成28年度 匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億4,364万4千円といたしたく、提案いたしました次第であります。

初めに、第1表 歳入歳出予算のうち歳入予算から申し上げますと、1款分担金及び負担金4億5,426万1千円、2款使用料及び手数料1億5,070万6千円、3款国庫支出金33万円、4款財産収入2,701万7千円、5款繰入金1,000万円、6款繰越金100万円、7款諸収入33万円であります。

次に、歳出予算について申し上げますと、1款議会費12万4千円、2款総務費7,697万1千円、3款衛生費4億6,479万円、4款公債費9,875万9千円、5款予備費300万円であります。

議案第2号、平成28年度 匝瑳市ほか二町環境衛生組合 一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について

本案は、平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分担割合及び金額を、定めるため匝瑳市ほか二町環境衛生組合同規約第16条第2項の規定により、提案いたしました次第であります。

議案第3号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査条例の制定について

本案は、行政不服審査法第81条第1項の規定により設置する、匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査会の組織及び運営その他行政不服審査法の施行について必要な事項を定めるため、提案いたしました次第であります。

議案第4号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく

提案いたしました次第であります。

議案第5号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第6号、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をいたしたく提案いたしました次第であります。

以上でございますが、よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

佐藤議長

管理者の挨拶並びに提案理由の説明が終わりました。

この際、お諮りいたします。

これより、日程第7の質疑に入りますが、上程されました議案6件は逐条審議といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、逐条審議といたします。

お諮りいたします。議案第1号 平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、議案第1号を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

石橋事務局長

はい。議長

佐藤議長

事務局長。

石橋事務局長

はい、それでは議案第1号、平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算についてご説明をいたします。

予算書1ページをご覧ください。平成28年度匝瑳市ほか二町環

境衛生組合一般会計の予算は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、6億4,364万4千円と定めるものとさせていただきます。

対前年度比、5,932万1千円8.4%の減でございます。

歳入歳出予算の内、2ページの歳入の部と、3ページの歳出の部の詳細につきましては、「平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に関する説明書」によりご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

歳入第1款 分担金及び負担金、本年度予算額4億5,426万1千円、対前年度比3,216万1千円6.6%の減でございます。市町別の負担割合につきましては、説明欄に記載のとおりで、詳細につきましては、議案第2号で説明させていただきます。

2款使用料及び手数料、本年度予算額1億5,070万6千円、対前年度比168万円1.1%の減でございます。1項、1目 火葬場使用料、本年度予算額1,906万2千円、対前年度比13万円0.7%の増でございます。

2項1目、ごみ収集処理手数料、本年度予算額1億3,164万4千円、対前年度比181万円1.4%の減でございます。

1節ごみ収集処理手数料、8,218万円は、ごみ袋の売払い代金による手数料と粗大ごみ特別収集処理手数料でございます。

2節自家搬入ごみ処理手数料、4,945万4千円は、許可業者及び自家搬入のごみ処理手数料と家電リサイクル分の処理手数料でございます。2目、一般廃棄物収集運搬業務許可手数料、1万円は2年前に許可を更新する時の手数料1社分でございます。

3款国庫支出金、1項1目、廃棄物処理施設モニタリング補助金、本年度予算額、33万円、この補助金の内容は、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故により、原子力発電所から放出された放射性物質による汚染状況のモニタリングを実施するためのものとさせていただきます。

7ページをご覧ください。

4款財産収入、本年度予算額 2,701万7千円、対前年度比454万円20.2%の増でございます。2項、1目物品売払収入、本年度予算額2,680万円、対前年度比452万円20.3%の増でございます。この内容は、金属類や古紙などの資源ごみ再生有価物売払代金とペットボトル等有償入札抛入金でございます。

5款、繰入金、1項1目 財政調整基金繰入金、本年度予算額1千万円、対前年度比3千万円75%の減でございます。

6款繰越金、平成27年度と同額の100万円を計上いたしました。

7款諸収入は、平成27年度と同額の33万円を計上いたしました。1項、1目預金利子は、現在の利率を基に3万円を計上いたしました。2項、1目 雑入、30万円は、保険取扱い手数料と自動販売機電気料金等でございます。歳入合計といたしましては、6億4,364万4千円となります。以上が歳入の説明でございます。

8ページをご覧ください。

歳出の主なものについて、ご説明申し上げます。

目の科目の説明とさせていただきますが、おおむね100万円以上で、特に必要と思われる項目について、ご説明させていただきます。

1款議会費、1項1目議会費、本年度予算額12万4千円、対前年度比2千円1.6%の減でございます。

2款総務費、1項1目一般管理費、本年度予算額、7,694万5千円、対前年度比2,309万円23.1%の減でございます。この内訳は、特別職2人の給料及び一般職8人の給料、職員手当等及び共済費が主なものであります。平成27年度と比較して定年退職による一般職員2名の減でございます。

9ページをご覧ください。14節使用料及び手数料、154万1千円につきましては財務会計システムリース料などございま

す。19節負担金補助及び交付金264万円につきましては、嘱託職員労働保険料や嘱託職員厚生保険負担金等でございます。

10ページをご覧ください。2項1目監査委員費、本年度予算額2万6千円は、前年と同額の計上で、年2回、実施する監査委員の報酬と費用弁償でございます。

3款衛生費、本年度予算額4億6,479万円、対前年比2,367万1千円4.8%の減でございます。1項1目火葬場事業費の本年度予算額5,770万3千円、対前年比731万9千円11.3%の減でございます。右側の節の欄で、11節、需用費1,783万3千円の内、燃料費、564万6千円は、ほとんどが火葬に係るLPガス代でございます。光熱水費728万4千円は、電気料金と水道料金でございます。修繕料、390万2千円は、火葬炉台車ブロック交換等の修繕でございます。

13節、委託料、予算額3,595万3千円の主な内容について、ご説明申し上げます。受付運営・火葬業務委託料、2,993万8千円は、受付事務と火葬業務の委託で、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで5年間の長期継続契約を締結しているものであります。6行下の、施設定期清掃業務委託料、172万6千円は、施設定期清掃及び受水槽の清掃業務委託で、平成25年6月1日から平成30年5月31日まで5年間の長期継続契約であります。

11ページをご覧ください。

2項、清掃事業費1目塵芥処理費、本年度予算額、4億708万7千円、対前年度比1,635万2千円3.9%の減でございます。この内、11節の需用費、予算額1億8,092万4千円についてご説明申し上げます。消耗品、3,631万2千円は、ごみ袋作成費及び焼却炉や処分場で使用する薬品代等でございます。燃料費、829万8千円は、A重油、軽油、LPガス等でございます。光熱水費、4,762万円は、電気料金と水道料金でございます。修繕料、8,862万8千円は、松山清掃

工場のプラント修繕や粗大ごみ破砕機スクルーロールの修繕、
ユンボやブルドーザ等の車両の関係の修理でございます。

12ページをご覧ください。

12節、役務費、予算額1,286万5千円、収集袋販売手数料、254万7千円は、ごみ袋の販売店の購入に対して、支払う手数料として500枚当たり540円を支払うものでございます。7行下の、電気集塵機、煙道清掃手数料、602万1千円は、老朽化した機械設備が円滑に稼働するため、焼却炉から電気集塵機までの間、定期的に清掃するものでございます。4行下の、循環水槽他清掃手数料、134万5千円は、水槽内に汚泥が溜まるため、年3回の清掃をするものでございます。13節、委託料、2億746万4千円につきましては、始めに、最終処分場水処理施設保守管理業務委託料、105万円は、週1回の保守管理を委託しているものでございます。一般廃棄物処理施設環境測定分析業務委託料、216万円は、松山清掃工場から排出される排ガスやごみ質、最終処分場放流水等の分析業務を委託しているものでございます。

2行下の、松山清掃工場周辺環境調査業務委託料、112万5千円は、施設周辺の土壌及び放流水のダイオキシン類の調査委託でございます。5行下の、清掃工場排水処理ポンプ整備業務委託料、136万7千円は、16台のポンプの分解整備を業務委託するものでございます。粗大ごみ破砕機点検整備業務委託料、197万7千円は、年1回の破砕機の保守点検でございます。ごみ収集処理業務委託料、9,573万1千円は、可燃ごみ収集車4台、資源ごみ収集車4台の業務委託等でございます。2行下の、一般廃棄物仕分等業務委託料、350万7千円は、シルバー人材センターに、一般廃棄物選別施設において、直接搬入ごみの仕分け作業等の業務を委託するものでございます。砂ろ過・活性炭交換業務等委託料222万円は、一般廃棄物最終処分場の浸出水処理施設にあります砂ろ過、活性炭を2年に1度交換するものでござい

ます。2行下の、松山清掃工場運転管理業務委託料、4,795万2千円は、月曜日から金曜日までの、平日8時から16時45分までの日勤作業員2名と、日曜日から土曜日までの、16時30分から翌日の0時30分までの夜勤作業員5名による焼却業務を長期継続契約により委託するものでございます。

13ページをご覧ください。

焼却灰運搬業務委託料、486万円は、焼却灰を当施設から茨城県と埼玉県処理業者までの運搬業務を委託するものでございます。焼却灰処理業務委託料、4,168万8千円は、茨城県の中央電気工業と埼玉県のツネイシカムテックス埼玉の2社による焼却灰の処理業務を委託するものでございます。14節、使用料及び賃借料、118万8千円は、粗大ごみ破砕機内にあります3本のスクリーロールの補修を行う際に、機械の運転が停止しないように、代替のスクリーロール3本を賃借するものでございます。

4款公債費、本年度予算額、9,875万9千円は、対前年度比、1,255万8千円11.3%の減でございます。1項1目、元金、9,853万7千円につきましては、長期債元金償還金でございます。内容につきましては、火葬場関係の債務1件で、平成28年度末に、償還終了の予定でございます。

14ページをご覧ください。

5款予備費につきましては、平成27年度と同額の300万円を計上させていただきました。歳出合計といたしましては、6億4,364万4千円でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

佐藤議長

事務局長の説明が終わりました。

質問を行います前に予め申し添えます。会議規則第48条により、1つの議案に対する質疑は、1人3回までとなっております。また、質疑については、議案の範囲とし、重複する事項を避け、

円滑な議事運営ができますよう御協力をお願い申し上げます。

それでは、質疑を許します。御意見等はございませんか。

田村議員

議長。

佐藤議長

はい。田村明美君。

田村議員

はい。ページでお示ししたいと思いますが、議案書の6ページの歳入のところで、ごみ収集処理手数料が170万円、前年度比減ということで、先程説明を頂きました。それでごみ袋売払いの収入、それから粗大ごみの収集処理手数料、自家搬入ごみ手数料等ということなんですが、一市二町の間で人口は徐々に減ってきている状況がありますけれども。前年度比で減ってきていると、減るということはどういった事が考えられるのかご説明を頂きたいと思います。

次に、7ページの財産収入の物品売払い収入でペットボトルと有償入札拠出金400万円と計上がなっているのですが、ちょっとペットボトルの有償入札拠出金という文言がわかりにくいのでご説明頂ければと思います。

それから、人事の人件費等の関係なんですが、8ページでまず議会費のところ、非常勤職員公務災害補償負担金ということなんですが、非常勤職員というのは、名称で言うとどなたというか、どういうポストの方ということになるのでしょうか。

次に、総務管理費の一般管理費のなかで職員給料8人分、前年度比ですと2名が定年退職されているということですが、それで嘱託職員賃金というのも計上されております。職員、正規職員と嘱託職員という部分が一般管理費の中で計上されているのは、全員がこの二階の事務の部分なのかどうなのか、また現業の部分の個々に計上されるのかご説明頂きたいと思います。以上、お願い致します。

佐藤議長

事務局長。

石橋事務局長

はい。6ページの170万の減ということなんですが、実際に、ごみ袋につきましても、26年度も若干袋の販売枚数が減ってお

ります。その関係で手数料として予算上は若干少なめというかたちです。ただ人口的なものとかありますので、今後は減ってくるのかなというふうに認識をしています。ただ、予算ですので歳入欠陥にならないようにということも考慮してこのように決めさせてもらってあります。

7ページのペットボトル等有償入札拠出金の説明になりますが、容器包装リサイクル法というのが平成8年頃できまして、ビンとか缶とかそういうものが、例えばビンは市町村がリサイクルに回すとしてもお金をつけて回してました。ビンもそうでしたし、ペットボトルにつきましても平成12年からの法律でお金をつけて市町村が処理するのはおかしいということで容器包装リサイクル法ができまして、業界団体、ペットボトルでいいますと、ペットボトルを作っているメーカー、中に入れる飲料を売っているメーカーそちらの方が負担しなさいという法律で平成12年から始まっています。

当時はうちのほうでお金をつけなければならないものですから、その法律がでてきた時点でうちのほうは選別して圧縮すればあとは、うちの施設までその業界団体に取りに来て、全部をリサイクルするとその費用につきましては、今言った業界団体がつということ市町村負担がなくなりました。

時代と共に中国がちょうどバブル、オリンピック等のその時代にペットボトルがその協会を通さずに自分で売れば、中国がキロ5円とかで買ってくれるような時代になりました。そういうことをやりますと、今度せっかくの日本のリサイクルルートが潰れかねます。そういう時代で法律としてはお金を有償で逆有償だったものを国のほうも変えまして、容器包装リサイクル協会でも有償入札でいいよというふうに法律が改正されました。ペットボトル等有償入札拠出金ということで逆に売れた分が、うちのほうにお金として帰ってくるようなそういった形で、時代と共に売れなかったものが売れるものですから有償入札ということで市町村

に返してくれます。そういう制度になりました。

8ページの議会費の4節共済費、非常勤職員公務災害補償負担金というのは、一律7000円として議員さん7名分ということになっております。それと8ページのほうの職員給与、嘱託ということなんですが、こちらの職員は現在10名です。この3月に定年退職される方が2名いらっしゃいます。実際にこの職員給与は8名分の給与になります。それと、賃金の7の413万1千円、嘱託職員賃金こちらにつきましては、事務をやってます嘱託職員2名分ということです。今こちらに3名いますがそれ以外は2名嘱託をお願いして、5名体制で行う予定です。以上です。

田村議員 議長。

佐藤議長 田村明美君。

田村議員 続きまして、清掃事業費11ページのところでお願いいたします。こちらの嘱託職員賃金ということがでています。清掃事業の部分で、一般質問でも質問には出していますが人数的などころだけでもご説明頂ければと思います。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 11ページの7賃金でございますが、嘱託職員賃金として2名分になります。現場の方に今年度1名、来年度から2名をお願いいたします。以上です。

佐藤議長 よろしいですか。

田村議員 はい。

佐藤議長 他にございませんか。

無いようでございます。

お諮りいたします。議案第1号の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第1号の質疑は打ち切ります。

続きまして、議案第2号平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてを議題と

することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第2号を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 それでは議案第2号、平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦についてご説明をいたします。次のページをご覧ください。

一番上の表からご説明いたします。市町別、火葬場事業費、清掃事業費、合計、比率という順に、説明させていただきます。

匝瑳市、火葬場事業費、7,815万2千円、清掃事業費、1億9,159万8千円、合計2億6,975万円、比率、59.4%でございます。

多古町、火葬場事業費、3,257万2千円、清掃事業費、7,060万8千円、合計、1億318万円、比率、22.6%でございます。

横芝光町、火葬場事業費、2,648万円、清掃事業費、5,485万1千円、合計、8,133万1千円、比率、18%でございます。合計、火葬場事業費、1億3,720万4千円、清掃事業費、3億1,705万7千円、合計、4億5,426万1千円、比率、100%でございます。右に記載してあります内容は、火葬場事業費、1億5,646万2千円と清掃事業費、4億8,718万2千円、歳出合計、6億4,364万4千円でございます。

2番目の表についてご説明いたします。平成28年度火葬場事業費に関する調書については、一番上の表の左から2番目の火葬場事業の合計額であります、市町負担金の金額、1億3,720万4千円に、使用料と諸収入を加えたものでございます。計、1億5,646万2千円でございます。区分欄の項目については、

説明欄に記載のとおりです。右側に記載してあります内容については、予算書の科目の歳出の内訳でございます。

3番目の表をご覧ください。同上負担金内訳については、上の表の市町負担金、1億3,720万4千円の算出根拠でございます。市町別、基本割20%、人口割20%、利用割60%、により算出したものでございます。

匝瑳市、基本割、1,372万1千円、人口割、38,571人、金額、1,627万3千円、利用割、532件、金額4,815万8千円、合計、7,815万2千円、比率57%でございます。

多古町、基本割、686万円、人口割、15,328人、金額、644万8千円、利用割、213件、金額1,926万4千円、合計、3,257万2千円、比率23.7%でございます。

横芝光町、基本割、686万円、人口割、11,165人、金額、472万円、利用割、165件、金額、1,490万円、合計、2,648万円、比率19.3%でございます。

合計は、基本割、2,744万1千円、人口割、65,064人、金額、2,744万1千円、利用割、910件、金額、8,232万2千円、合計、1億3,720万4千円、比率は100%でございます。

4番目の表をご覧ください。平成28年度清掃事業費に関する調書でございます。一番上の表の左から3番目の清掃事業費の合計でございます。市町負担金の合計額3億1,705万7千円に、手数料、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入を加えたものでございます。合計額、4億8,718万2千円でございます。区分欄の項目については、説明欄に記載のとおりでございます。右側に記載してあります内訳については、予算書の科目の歳出の内訳でございます。

5番目の表、同上負担金内訳については、すぐ上の表の一番上の市町負担金、3億1,705万7千円の算出根拠でございます。

市町別、基本割30%、利用割70%、により算出したものでございます。

匝瑳市、基本割、4,755万9千円、利用割、1万280.16t、金額、1億4,403万9千円、合計1億9,159万8千円、比率60.4%でございます。

多古町、基本割、2,377万9千円、利用割、3,351.08t、金額、4,682万9千円、合計、7,060万8千円、比率22.3%でございます。

横芝光町、基本割、2,377万9千円、利用割、2,213.04t、金額、3,107万2千円、合計、5,485万1千円、比率17.3%でございます。

合計は、基本割、9,511万7千円、利用割、1万5,844.28t、金額、2億2,194万円、合計、3億1,705万7千円、比率100%でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

佐藤議長

説明が終わりました。質疑を許します。

田村議員

議長。

佐藤議長

田村明美君

田村議員

この、3番目の表、一市二町の負担割合ということなんですが、火葬場事業については人口割20%、利用割60%ということで人口ということが老若男女様々あるにしても、やっぱりその火葬という業務として人口割というのは、その通りというように思うんですけども、清掃事業費の割合について、一番下の負担金内訳というので基本割30%、利用割これはごみの量に対しての割合ということで70%という計算式です。そうしますと、匝瑳市がごみ量は3つの自治体の中で64.9%を占めるのに負担率は60.4%。多古町はごみ量は21.1%なのに負担率は22.3%。横芝光町はごみ量が14%なのに負担率は17.3%ということで、ちょっとバランスが悪いように思います。私、匝瑳市

の議員なので有り難いことというふうに思うんですけども、バランスということでこれでよろしいのかなというふうに感じましたのでお願いしたいと思います。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 ごみ量に応じてなかなかピタリといかないような感じになっておりますが、広域でやる場合にどうしても、広域のメリットとかそういうのも考えますとこの微妙に違ってくるのかなという気はするんですが、この30%、70%というのは、この議会のほうで決めさせて頂くんですが、この組合が出来た時からの、私が57年からおりますが、この比率でずっとやっております。どうしても町単独で施設をつくるということになりますと、当然、その分負担が掛かるとか、一市二町でやるからこそ広域でやるからこそ全体の負担額が少ないのかなということも言えるかと思えます。このごみ量とこれがなかなかうまくリンクしてないというのはあるのですが、当然ごみ量が減らせれば負担金が減ることになるんですが、この利率については申し合わせというかこういう形でやらせてもらっているのが現状です。ちょっと説明になりませんが。

田村議員 議長。

佐藤議長 田村明美君。

田村議員 これまでの経過の中で基本割と利用割のパーセンテージをもう少し検討しようということはこれまではなかったということでしょうか。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 はい。特にこの割合についてそういうことはありませんでした。以上です。

佐藤議長 よろしいですか。

田村議員 はい。

佐藤議長 他にございませんか。

お諮りいたします。議案第2号の質疑を打ち切ることに御異議

ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、議案第2号の質疑は打ち切ります。

続きまして、議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査条例の制定についてを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長

異議なしと認め、議案第3号を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

石橋事務局長

議長。

佐藤議長

事務局長。

石橋事務局長

はい。それでは、議案第3号匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査条例の制定についてのご説明をいたします。

匝瑳市ほか二町環境衛生組合に執行機関の附属機関として、行政不服審査法の規定によりその権限に属された項目を処理するための機関を置く等のために制定するものです。

2枚目をお開きください。

1条は、条例の趣旨です。2条1項は、提出書類の閲覧、書面の交付の手数料の額が無料との規定でございます。2項は、コピー代、郵送代等の実費の規定でございます。3条は、機関の名称でございます。4条から6条は、組織、委員、会長関係の規定でございます。

次のページをご覧ください。

7条から8条は、会議、専門委員の規定でございます。9条は、秘密を守る義務の規定でございます。12条は、罰則規定でございます。

附則に、匝瑳市ほか二町環境衛生組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例第2条に行政不服審査委員日額6千円を加えるものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

佐藤議長 説明が終わりました。質疑を許します。

田村議員 議長。

佐藤議長 田村明美君

田村議員 はい。法律に基づいて、行政不服審査条例を制定するという
ことは大変良いことというふうに思います。そこでなんですが、こ
の審査会の委員3人をもって組織する第4条にできます。3人
というのはこれ以降の審査会の在り方という、第7条の会議など
を見ていきますと、少ないのではないかと。少なくとも4人また
5人の委員が選出されていなければならないのではないかと
いうふうに感じました。それで、第7条の会議のところで審査会
の会長が議長となる。委員の過半数の出席で会議を開くことが
できる。審査会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の
時は会長の決するところによることなんですね。そうしますと、
委員3人の内、1人が会長であり議長となる。残る2人が、委員
という事で残る2人の中で議論、協議し、決する訳ですね、それ
でそうすると、わかりやすく言いますと、賛成、反対と出た場
合に可否同数ですので、議長が判断するという事で、これが仮
に4人としますと、3人の協議、議論の中で可否を判断し、事
情により委員の一人が欠席した場合であってもそこで初めて
可否同数ならば議長が決するという事で3人というのはどう
しても少ないと考えざるを得ません。説明頂きたいのと、この
条例案を見る限りは人数をもっと増やすべきだと考えましたが
いかがでしょう。

石橋事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 こちらの第4条の審査会 委員3人を持って組織する。これは
国の委員会の下で合議体というのがあるそうです。その合議
体の人数が3名ということでそれを見習いまして、最少人数
の3名と国のそういうことの中での3人ということですよ。
以上です。

佐藤議長 よろしいですか。

田村議員 議長。

佐藤議長 田村明美君。

田村議員 私の、さっき述べさせていただいた会議の、例えばこういった例だったらということについて全く無理がないと困難はない、というふうな判断でしょうか。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 まず国のそういうのをまず見習ったということでご理解を願いたいと思っております。

また、想定できるものとしては、許可業者とかの許可をしておりますのでそういうのが想定されるかもしれません。ただ、その場合においても廃棄物処理法等のそういう法律に基づいてやっておりますので、国の合議体の3名で皆さんが同じ意見をもってやっていただければと思っております。以上です。

佐藤議長 よろしいですか。

他にございませんか。

お諮りいたします。議案第3号の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第3号の質疑は打ち切ります。

続きまして、議案第4号 匠瑳市ほか二町環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第4号を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 それでは、議案第4号 匠瑳市ほか二町環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をいたします。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。

左側が改正後、右側が改正前になります。地方公務員法24条第6項が5項に移動したためによる改正となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

佐藤議長 説明が終わりました。御意見等はございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。

議案第4号の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第4号の質疑は打ち切ります。続きまして、議案第5号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第5号を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。
議長。

石橋事務局長

佐藤議長 はい。事務局長。

石橋事務局長 それでは、議案第5号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。

地方公務員法の改正より3条の任命権者の報告事項が8号から11号となります。7号、8号が10号、11号となります。6号が、9号となり「及び勤務成績の評定」を削ります。5号の次に、8号として「職員の退職管理の状況」を加えます。4号、5号が6号、7号となります。3号の次に、5号として「職員の休業の状況」を加えます。2号、3号が3号、4号となります。1号の次に、2号として「職員の人事評価の状況」を加えます。

第5条第2号中「不服申し立て」を「審査請求」に改めます。
説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 説明が終わりました。それでは、質疑を許します。
ございませんか。
お諮りいたします。議案第5号の質疑を打ち切ることに御異議
ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第5号の質疑は打ち切ります。続きまして、議案第6号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第6号を議題といたします。議案の朗読を省略し、直ちに事務局長の内容の説明を求めます。

石橋事務局長 議長。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長 はい。それでは、議案第6号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。

地方公務員法第24条第6項が5項に移動したためによる改正となります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐藤議長 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。議案第6号の質疑を打ち切ることに御異議

ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、議案第6号の質疑は打ち切ります。以上で、議案に対する質疑を終結します。

続いて、日程第8の討論に入ります。討論の申し出はございますか。

(「なし」の声)

佐藤議長 お諮りいたします。討論の申し出がありませんので、討論を終結することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより休憩に入ります。暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

佐藤議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、日程第9の各議案の採決に入ります。

議案第1号 平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第1号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号 平成28年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計予算に係る負担金の市町別分賦について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

佐藤議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第3号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合行政不服審査条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は、挙手を願います。

佐藤議長 挙手多数。よって、議案第3号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

佐藤議長

挙手全員でございます。よって、議案第4号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方の、挙手を願います。

佐藤議長

挙手全員でございます。よって、議案第5号について、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を願います。

佐藤議長

挙手全員でございます。よって、議案第6号について、原案のとおり可決されました。これにて、議案の採決を終結いたします。

日程第10一般質問を行います。その前に予め申し添えます。一般質問については、重複する事項は避け、円滑に議事を終了することができますようご協力願います。なお、一般質問の発言時間については、答弁時間も含め概ね60分を目安としていただけますように重ねてご協力をお願い申し上げます。それでは、通告により質問を許します。田村明美議員。

田村議員

はい。議長。

佐藤議長

田村明美君。

田村議員

事前に通告書を提出しました。標題主旨ということで示してありますが、述べさせていただきます。

第一に一般廃棄物処理収集運搬分別焼却等の業務ということですが、過程における労働災害事故の防止対策について伺います。平成26年10月18日土曜日午後夕方に近い頃だったと聞きますけど松山清掃工場において労働災害事故が発生しました。2

名の方が負傷され、その内1名は治療のきかず死亡されたという聞いております。二度と発生させてはならないという厳しい反省と教訓を関係者の方々にもたらした、また私どもも二度と発生させてはならないというふうに決意したわけですが、そこで現在の労災事故防止対策について詳細に伺いたいと思います。

第二に一般廃棄物処理収集運搬分別焼却等の業務における業務の民間委託の実態について伺います。組合における一般廃棄物処理事業の業務を民間業者に委託する分野が増えていると思われまます。その詳細について伺います。また、松山清掃工場における業務については環境衛生組合の職員と委託業者職員間の業務の引継、意思疎通、報告、連絡、相談、ハウレンソウとよく言いますが、どのように行われているのか伺います。

第三に組合が収集回収した資源ごみが現実に資源化される割合、ルートについて伺います。資源ごみとして回収されても資源化に至るルートが定まらずに結局焼却処理される事例があるということ全国にあることを聞きます。当組合の場合の実態、実情を伺います。以上お願いいたします。

佐藤議長 田村明美議員の一般質問に対する当局の答弁を求めます。

太田管理者 はい、議長。

佐藤議長 管理者。

太田管理者 それでは、私の方から第一点目の田村議員のご質問についてお答えをさせて頂きたいと思っております。一般廃棄物処理の過程における労働災害事故の防止対策についてのお尋ねでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、このような事故は二度と起こしてはならないと考えております。また、現在の事故防止対策といたしましては作業標準書及び作業手順書により作業時の安全確認の徹底を図っておるところでございます。私からは以上でございますけれどもその他につきましては事務局長から答弁を申し上げます。よろしくお願いいたします。

佐藤議長 事務局長。

石橋事務局長

はい。それでは管理者答弁に補足させていただきます。

一般廃棄物の処理収集運搬分別焼却等の業務の過程における労働災害事故の防止対策についてのお尋ねですが、収集運搬につきましては、道路交通法等、関係法令を遵守し、毎日収集が終わった後、作業日報を提出してもらっております。ステーション等の状況、業者と組合が共通認識を持つようにやっております。

分別施設につきましては重機等を使用してごみを移動する場合、搬入者及び、搬入車両が重機に近づかないようにカラーコーン又はトラロープで仕切ってから重機を動かすように指示をしております。松山清掃工場の焼却業務につきましては組合と委託業者共同で作業標準書という手順書を運用しております。作業標準書は、現場作業は2名作業とする、安全装置を解除しない、安全を全てに優先させる、高所作業時は安全帯を使用する等、遵守事項11項目からなり、各機器についてはその作業についての安全遵守内容を伝えております。また、特に重要と思われる作業については、さらに細かな手順書を作成して、より具体的に対応しております。

一般廃棄物の処理収集運搬分別焼却等の業務における業務の民間委託の実態のお尋ねですが、可燃ごみ収集は、業者2社による収集車4台で行っております。匝瑳市旧八日市場市分をトーソーメンテナンス(有)が2台の収集車で行っております。多古町で1台、匝瑳市の旧野栄町分と横芝光町で1台、計2台を(株)五十嵐商会が行っております。不燃ごみ資源ごみ収集は全地域を収集車4台で共同リサイクル(株)が行っております。分別施設につきましては、組合職員3名と、シルバー人材センターから2名、計5名で行っております。職員1名から2名で粗大ごみ破砕機、重機の運転をし、残りの方は直接搬入された住民の方の分別指導等を行っております。松山清掃工場につきましては日勤が8時から4時45分までで、職員2名、嘱託1名、委託業者2名で焼却を行っております。夜勤が午後の4時半から0時30分までで、午後

4時ごろに出勤して来ますので、4時ごろから日勤職員と夜勤業者が中央操作室にて連絡事項などを行ってまゝす。夜勤の委託業者は日曜から土曜日までの7日間を5名のローテーションで行ってまゝす。夜勤の委託業者は必ず責任者又は副責任者のどちらかがいるようなシフトを組んでおります。

組合の開庁時間は基より夜間、土曜、日曜日も清掃工場は運転しております。機械のトラブルによる運転停止等の連絡は事務局の担当者又は私の携帯電話に連絡が入ります。安全を最優先して指示をしております。また、翌日ですぐ内容は報告書として翌日に提出されております。

当組合が収集回収した資源ごみが現実に資源化される割合、そのルートについてのお尋ねですが、平成26年度不燃ごみ資源ごみとしてステーション収集量合計が1,328tでございます。また、直接搬入されたごみは、ビン、缶、ペットボトル、金属等を選別してコンテナに入れております。そのコンテナも業者の選別施設に搬入されビンは3種類缶は2種類に分別をし、リサイクルをしております。直接搬入等といたしまして、723tで収集との合計で2,051tとなります。2,051tの内、不燃ごみ分として241tとなり、リサイクル量は1,710tその他は可燃残渣100tとなります。全体量2051tから不燃ごみ分241tを引いて残りました1,810tに対して1,710tのリサイクルということで、リサイクル率は94%になります。可燃残渣100tにつきましては資源ごみ袋、不燃ごみ袋、本来可燃ごみに入れるべきプラスチック類というのが可燃残渣として残っております。容器包装リサイクル協会を通じたルートといたしまして無色のガラス容器類、茶色いガラス容器類、その他ガラス容器類、ペットボトル、プラスチック容器類、紙製容器類でございます。独自ルートといたしまして、アルミ缶、スチール缶、鉄くず、雑線、段ボール、雑誌書籍、新聞、シュレッダーした紙、衣類、家電4品目、小型家電類です。独自ルートの最終的な行先

は製鉄所、製紙会社等でございます。説明は以上でございます。

田村議員

はい。議長。

佐藤議長

田村明美君。

田村議員

はい。ありがとうございました。労災事故と、民間委託ということで先程28年度の予算案、予算書の説明でもありましたが、業者に委託するということが、多くを占めているというのが今の状況だと思います。そこで、組合の中で職員として業務を行っている方々と、委託された業者として働く方々との常日頃の意思疎通、それから労災防止ということでの緊張関係というんですか、そういったことを続けていく、積み重ねていくということが大変重要かと思うんですけれども、ある意味、毎日毎日の人間関係がどうであるかということにも関わってくるような積み重ねの業務が、どうでしょうか。作業標準書、作業手順書、それから作業日報の提出というようなことは今きちんとなされているということですが、意思疎通は充分図られているでしょうか。

佐藤議長

事務局長。

石橋事務局長

はい。職員同士であっても職員と業者であっても意思疎通が無いと必ず事故になります。まして、こちらの清掃工場につきましては、遠隔操作ができるようになっていきますので、現場にいる人間と中央操作室にいる人間が意思疎通がとれなければ怪我の元となってしまいます。そういう関係でまずその状況を確認する意味でも毎日収集業者につきましては、夕方上がってきてもらって事務所で必ず会話をしています。シルバー人材センターの方も帰る時には必ず事務所に来てもらっています。夜の業者の人も毎日来てもらってそういう意思疎通を図る努力を毎日しております。それによって、事故がマニュアルだけでなく毎日のその一言二言というのが事故を未然に防げるのかなという認識を基に毎日、業者の人も上がって来てもらってそういうことに務めております。以上です。

田村議員

議長。

佐藤議長

田村明美君。

田村議員

次に、回収した資源ごみの資源化率ということで、組合として分別をより充実させるというんですか、分別に努力されてるということよくわかりますし、資源化という方向性をもって日頃取り組んでおられることはよくわかるんですが、前に当局の方の話として伺ったことがあるんですけども資源ごみ、リサイクルできるごみということで、袋を分けて回収したごみであっても実際にこの組合から外に出していくどうなるのかというのは、完全に資源化されているかどうかというのは不透明であると、その時々例えば経済状況とか為替の関係なんかもあるんでしょうか、そういう様々な状況によって、例えば今、焼却してその熱を使って発電するということが非常に効率が高いというような話もあって、やりにくい資源化というよりも、焼却して発電する資源化という方向に向かってしまうという、そういうことも現実には起こっているのではないかと思います。そのルート、どういったリサイクルがなされているのかというルートを、組合としてきちんと把握するというのは大事ではないかと思うんですけど、それはわかっているんでしょうか。

佐藤議長

事務局長。

石橋事務局長

容器包装リサイクル協会を通じたルートといいますのは国とかが関与してます。それで、有償だったり逆有償もありますけどもそれについては国の機関が関与してますので、特段うちのほうから確認するというのはなかなかないこともあります。ただ、ペットボトルとかプラスチック容器包装、例えばペットボトルが栄町のほうにある業者さんに行って、それがペレット化してそれが販売されてます。そういうところに現地確認には行ったことがございます。あとは、プラスチック容器包装、プラスチック容器類ということでそちらについては新日鉄さんのほうの君津か木更津かちょっとあれなんですけど、そちらのほうでサーマルリサイクルというかそれを鉄鉱石、製鉄を作る時の熱源の一部として利用

してるといふところも現場を確認しております。また、独自ルートということにつきましては、うちの方でお金を貰ってます。うちの方がお金を貰ってる以上ごみという扱いはありませんし、うちの方にお金が予算にもありますけど、2,000万近いお金がこちらに貰ってやってるわけですので、それを当然リサイクルに回らなければ商売として成り立ちませんし、二次問屋、三次問屋を通して最終的に業者からもらってることなんですけども製紙会社、製鉄所へ行くと、そのルートに行かない限りは業者の方もお金になりませんので、うちの方としましては、合わせて2,000万円以上の収入があるということでご理解願えればと思います。以上です。

田村議員 はい。ありがとうございます。

佐藤議長 よろしいですか。

田村議員 はい。

佐藤議長 田村明美議員の一般質問が終了いたしました。

以上で通告のありました質問はすべて終了しましたので、一般質問を終結することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

佐藤議長 異議なしと認め、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。皆様方の御協力に対しまして、感謝を申し上げます。これをもちまして、平成28年3月定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

【閉会：午前11時30分】

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

佐藤 晴彦

会議録著名議員

山崎 貞一

会議録著名議員

椿 日出男